

議案第 4 5 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(ひたちなか市市税条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市市税条例（平成6年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料，延滞金」を「延滞金」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

(ひたちなか市市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例（平成6年条例第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例

第1条中「督促手数料」を「督促」に改める。

第3条を削る。

第4条中「第2条第1項」を「前条第1項」に改め、「及び督促手数料」を削り，同条を第3条とし，第5条を第4条とし，第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

付則第4項中「第4条」を「第3条」に改める。

(ひたちなか市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 ひたちなか市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り，第6条を第5条とし，第7条を第6条とする。

第8条の前の見出しを削り，同条を第7条とし，同条の前に見出しとして「(過料)」を付し，第9条を第8条とし，第10条を第9条とする。

付則第2項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

(ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第4条 ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成6年条例第87号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「督促手数料」を「督促」に改め，同条中「督促手数料」を「督促」に，「ひたちなか市市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条

例」を「ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例」に改める。

(ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正)

第5条 ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例(平成6年条例第88号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「ひたちなか市市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例」を「ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例」に改め、「督促手数料及び」を削る。

(水戸・勝田都市計画事業阿字ヶ浦土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第6条 水戸・勝田都市計画事業阿字ヶ浦土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成6年条例第102号)の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

(水戸・勝田都市計画事業東部第1土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第7条 水戸・勝田都市計画事業東部第1土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成6年条例第104号)の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

(水戸・勝田都市計画勝田土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第8条 水戸・勝田都市計画勝田土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成6年条例第105号)の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

(水戸・勝田都市計画事業武田土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第9条 水戸・勝田都市計画事業武田土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成6年条例第107号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

(水戸・勝田都市計画事業東部第2土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第10条 水戸・勝田都市計画事業東部第2土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成6年条例第108号)の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2

項を同条とする。

(水戸・勝田都市計画事業佐和駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第 1 1 条 水戸・勝田都市計画事業佐和駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成 1 1 年条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 8 条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

(水戸・勝田都市計画事業船窪土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第 1 2 条 水戸・勝田都市計画事業船窪土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成 2 1 年条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 9 条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

(水戸・勝田都市計画事業六ッ野土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第 1 3 条 水戸・勝田都市計画事業六ッ野土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成 2 9 年条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第 1 項中「土地区画整理法施行規則(昭和 3 0 年建設省令第 5 号)第 1 7 条の規定による額の督促手数料及び」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

ひたちなか市市税条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新	備考
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p><u>第22条 削除</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>第21条及び第22条 削除</u></p>	

旧	新	備考
<p><u>ひたちなか市市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他市税外収入（以下「市税外収入金」という。）に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関し、法令及び他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第3条 前条第1項の規定により、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第4条 <u>第2条第1項</u>の規定により督促状を発した場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該市税外収入金額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を当該市税外収入金及び督促手数料と同時に徴収する。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(延滞金の減免)</p>	<p><u>ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他市税外収入（以下「市税外収入金」という。）に係る督促及び延滞金の徴収に関し、法令及び他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p><u>第3条 前条第1項</u>の規定により督促状を発した場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該市税外収入金額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を当該市税外収入金と同時に徴収する。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(延滞金の減免)</p>	

旧	新	備考
<p>第6条 略</p> <p>(公示送達)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p> <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、<u>第4条</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>第5条 略</p> <p>(公示送達)</p> <p>第6条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p> <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、<u>第3条</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	

ひたちなか市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新	備考
<p>(保険料の督促手数料) <u>第5条</u> 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。</p> <p>(延滞金) <u>第6条</u> 略</p> <p>(委任) <u>第7条</u> 略</p> <p>(過料) <u>第8条～第10条</u> 略</p> <p>付 則 (延滞金の割合の特例) 2 当分の間、<u>第6条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>(延滞金) <u>第5条</u> 略</p> <p>(委任) <u>第6条</u> 略</p> <p>(過料) <u>第7条～第9条</u> 略</p> <p>付 則 (延滞金の割合の特例) 2 当分の間、<u>第5条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	

ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新	備考
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第6条 <u>督促手数料及び延滞金の徴収</u>に関しては、<u>ひたちなか市市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例</u>（平成6年条例第47号）を適用する。</p>	<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 <u>督促及び延滞金の徴収</u>に関しては、<u>ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例</u>（平成6年条例第47号）を適用する。</p>	

ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新	備考
<p>(督促手数料及び延滞金の徴収)</p> <p>第19条 市長は、使用者が使用料を規則で定める期限までに納入しない場合は、<u>ひたちなか市市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例</u>（平成6年条例第47号）の規定により<u>督促手数料及び延滞金</u>を徴収するものとする。</p>	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第19条 市長は、使用者が使用料を規則で定める期限までに納入しない場合は、<u>ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例</u>（平成6年条例第47号）の規定により延滞金を徴収するものとする。</p>	

水戸・勝田都市計画事業阿字ヶ浦土地区画整理事業施行規程を定める条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新	備考
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第31条 市長は、<u>法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める清算金の督促手数料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促に係る清算の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその全額は徴収しないものとする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第31条</p> <p>市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促に係る清算の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその全額は徴収しないものとする。</p>	

水戸・勝田都市計画事業東部第1土地区画整理事業施行規程を定める条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新	備考
<p>(清算金の督促手数料及び延滞金)</p> <p>第26条 市長は、<u>法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める督促手数料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその金額は徴収しないものとする。</p>	<p>(清算金の延滞金)</p> <p>第26条</p> <p>市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその金額は徴収しないものとする。</p>	

水戸・勝田都市計画勝田土地区画整理事業施行規程を定める条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新	備考
<p>(清算金の督促手数料及び延滞金)</p> <p>第26条 市長は、<u>法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める督促手数料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその金額は徴収しないものとする。</p>	<p>(清算金の延滞金)</p> <p>第26条</p> <p>市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその金額は徴収しないものとする。</p>	

水戸・勝田都市計画事業武田土地区画整理事業施行規程を定める条例新旧対照表（第9条関係）

旧	新	備考
<p>(清算金の督促手数料及び延滞金)</p> <p>第25条 市長は、<u>法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める督促手数料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその金額は徴収しないものとする。</p>	<p>(清算金の延滞金)</p> <p>第25条</p> <p>市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその金額は徴収しないものとする。</p>	

水戸・勝田都市計画事業東部第2土地区画整理事業施行規程を定める条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新	備考
<p>(清算金の督促手数料及び延滞金)</p> <p>第26条 市長は、<u>法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める督促手数料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数が生じたときは、100円未満は切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその金額は徴収しないものとする。</p>	<p>(清算金の延滞金)</p> <p>第26条</p> <p>市長は、督促状による納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数が生じたときは、100円未満は切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその金額は徴収しないものとする。</p>	

水戸・勝田都市計画事業佐和駅東土地地区画整理事業施行規程を定める条例新旧対照表（第11条関係）

旧	新	備考
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第28条 市長は、<u>土地地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条の規定による清算金の督促手数料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、督促状による納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促に係る清算金の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるときは、又はその全額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその全額は徴収しないものとする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第28条</p> <p>市長は、督促状による納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促に係る清算金の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるときは、又はその全額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその全額は徴収しないものとする。</p>	

水戸・勝田都市計画事業船窪土地地区画整理事業施行規程を定める条例新旧対照表（第12条関係）

旧	新	備考
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第29条 市長は、<u>土地地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条の規定による清算金の督促手数料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、督促状による納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促に係る清算金の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるときは、又はその全額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその全額は徴収しないものとする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第29条</p> <p>市長は、督促状による納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促に係る清算金の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるときは、又はその全額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその全額は徴収しないものとする。</p>	

水戸・勝田都市計画事業六ッ野土地区画整理事業施行規程を定める条例新旧対照表（第13条関係）

旧	新	備考
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第27条 市長は、法第110条第3項の規定による督促をした場合においては、<u>土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条の規定による額の督促手数料及び督促状によって指定した納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該督促に係る清算金の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。</u></p> <p>2 前項の場合において、延滞金の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第27条 市長は、法第110条第3項の規定による督促をした場合においては、督促状によって指定した納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該督促に係る清算金の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項の場合において、延滞金の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。</p>	